一般国道6号(仙台東部道路)(仙台市区間)高架下利用計画の変更

1. 計画概要

本件は、一般国道6号(仙台東部道路)仙台市宮城野区区間4.0kmにおける仙台東部高架橋について、占用主体及び利用用途を変更するものである。

2. 変更内容

現行計画(平成20年12月10日独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構策定)策定時においては、東日本高速道路株式会社の要望に基づき、占用主体を東日本高速道路株式会社とし、利用用途を自動車駐車場として定めていた。

現行計画策定後、東日本高速道路株式会社から占用許可申請がなかったこと、平成27年3月27日において「占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について(国道利第21号国土交通省道路局路政課長通達)」が発出され占用入札制度が導入されたこと及び今後の周辺土地利用状況等を鑑み、現行計画の変更を行うものである。

ついては、占用主体を「東日本高速道路株式会社」から「入札により定める」とし、利用用途を「自動車駐車場」から「自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、事務所、店舗、倉庫、資材置場」として変更するものである。なお、当該地については、下記のとおり都市計画法の用途地域が指定されていることから、建築物における用途制限がある。

3. 土地の利用の特徴

周辺地域は、都市計画法の用途地域として工業地域(特別用途地区として第四種特別業務地区に指定されている。)及び工業専用地域であり、最寄り駅であるJR仙石線の中野栄駅から500mほどの位置にある、住宅地域と工業地域の境界に位置した地域である。

以上



都市計画図



凡例



